

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月10日

墨田区長 山本亨

墨田区規則第115号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年墨田区規則第34号）の一部を次のように改正する。

第4条中「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」を「支給（給付）決定通知書」に改める。

第5条第3項中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改める。

第7条第1項中「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」を「支給（給付）変更決定通知書」に改める。

第8条中「支給決定取消通知書」を「支給（給付）決定取消通知書」に改める。

第12条の2第2項中「計画相談支援給付費（支給・不支給）決定通知書」を「計画相談支援給付費・相談支援給付費支給（却下）通知書」に改める。

第1号の2様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号の2様式

様	第 年 月 日
障害支援区分認定通知書	
年　月　日付けの介護給付費の支給申請に基づき、障害者総合支援法第21条の規定により、下記のとおり障害支援区分の認定を行ったので通知します。	
記	
支給決定障害者 氏　名	
認定年月日	
障害者支援区分	
	理由
障害支援区分 認定の有効期間	
(留意事項)	
1 上記の障害支援区分の結果や申請者の方のサービスの利用意向等を踏まえ、別途サービス利用に係る支給決定を行います。	
2 認定の有効期間内であっても、状態の変化等により障害支援区分の変更をする場合があります。	
3 認定結果等について、不明な点があれば担当課にご連絡ください。	
※障害者総合支援法とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」をいう。	
1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東京都知事に対して審査請求することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。	
2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。	
①審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。	
②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。	
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	

(A 4)

第2号様式（表）

様	第 年 月 日	印		
支給（給付）決定通知書				
<p>年　月　日に申請のありました（（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費　地域相談支援給付費　療養介護医療費）の支給）（及び）（利用者負担額減額・免除等）について、（障害者総合支援法第22条（及び）第29条）（障害者総合支援法第34条）（障害者総合支援法第51条の7及び第51条の14）（障害者総合支援法第70条）の規定に基づき下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。</p>				
記				
障害者福祉サービス受給者証番号		地域相談支援受給者証番号		
支給（給付）決定年月日				
支給（給付）決定障害者（保護者）氏名				
支給決定に係る児童氏名				
障害支援区分		障害支援区分の有効期間		
利用者負担上限月額		左の上限月額の適用期間		
特定障害者特別給付費（施設入所支援）		左の上限月額の適用期間		
特定障害者特別給付費（共同生活援助・重度障害者等包括支援）		左の上限月額の適用期間		
療養介護保険	公費負担者番号		公費受給者番号	
	療養介護医療（食事療養（生活療養）を除く。）の負担上限月額		食事療養（生活療養）の負担上限月額	
	上限額の適用期間			
<p>※ 障害者総合支援法とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」をいう。 ※ サービスの支給内容及び特記事項等については、裏面をご覧ください。</p>				

(A 4)

第2号様式（裏）

支給（給付）決定内容		
受給者証番号	支給（給付）決定障害者 (保護者) 氏名	
介護給付	サービスの種類 有効期間	支援の内容及び支給量
地域相談		
訓練給付		
	予備欄	
特記事項		

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東京都知事に對して審査請求をすることができます。（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴え提起することができます（なお、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいづれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴え提起することができます。

①審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第4号様式（第4面）を次のように改める。

第4号様式（第4面）

(十三)			(十四)			(十五)			(十六)								
療養介護・共同生活援助施設入所支援事業者記入欄			就労定着支援・自立生活援助事業者記入欄			注意事項欄			注意事項欄								
番号	事業者及びその事業所の名称	入所(居)日 退所(居)日	番号	事業者及びその事業所の名称	利用開始日 利用終了日	<p>1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。</p> <p>2 指定障害福祉サービス等、共生型障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスを受けようとするときは、必ずこの証を指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当事業所に提示してください。</p> <p>3 療養介護を受けようとするときは、この証にマイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいいます。）等及び療養介護医療受給者証を添え、指定療養介護事業所に提示してください。</p> <p>4 指定障害福祉サービス等を受けるときに支払う金額は、当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が、指定障害福祉サービス等に要した費用（食費、光熱水費等を除く。）の総額の1割相当を超えるときは1割相当の額）です。ただし、七面の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります（個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。）。なお、基準該当障害福祉サービスを受ける場合等は墨田区の窓口にお問い合わせください。</p> <p>5 負担上限月額及び特定障害者特別給付費について、毎年利用者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を墨田区に提出してください。</p> <p>6 支給決定期間を経過したときは介護給付費等の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に、墨田区にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。</p>			<p>7 支給量の変更を必要とする場合は、支給量の変更の申請をることができます。また、他の種類の障害福祉サービスを受ける必要がある場合は、墨田区に支給申請をしてください。（サービスの種類によっては、障害支援区分の（変更）認定を受ける必要があります。）</p> <p>8 この証の一、七面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて墨田区にその旨を届け出してください。</p> <p>9 支給決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した墨田区にご連絡、ご相談ください。</p> <p>また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、墨田区に届け出してください。</p> <p>10 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出、再交付を受けてください。</p> <p>また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに墨田区に返してください。</p> <p>11 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を墨田区に返してください。</p> <p>12 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。</p> <p>13 支給決定の内容欄に記載されていない障害福祉サービスについては、介護給付費等の支給は受けられません。</p>								
	1	入所(居)日 年月日		利用開始日 年月日													
退所(居)日 年月日		利用終了日 年月日															
2	入所(居)日 年月日	利用開始日 年月日															
	退所(居)日 年月日	利用終了日 年月日															
予備欄			予備欄														

第4号の2様式を次のように改める。

第4号の2様式

(一) 療養介護医療受給者証							(二) 注意事項欄
公費負担者番号							
公費受給者番号							
支給決定障害者	居住地						
	フリガナ				生年月日		
	氏名				年月日		
負担上限月額	療養介護医療 (食事療養(生活療養)を除く)	月額	円				
	食事療養(生活療養)	月額	円				
適用期間	年月日から			年月日まで			
交付年月日	年月日						
支給市町村名 及び印	墨田区吾妻橋一丁目23番20号						
	墨田区						印

(横 182mm
縦 128mm)

第5号の2様式及び第6号様式を次のように改める。

第5号の2様式

様	第 年 月 日										
印											
障害支援区分変更認定通知書											
<p>年 月 日付けの介護給付費の（支給申請 支給決定の変更申請）に基づき（障害者総合支援法第21条 第24条）の規定により、下記のとおり障害支援区分の変更の認定を行ったので通知します。</p>											
記											
受 給 者 証 番 号									認定年月日		
支給決定障害者 氏 名											
障害支援区分	変更前										
	変更後										
	理由										
障害支援区分 認定の有効期間											
(留意事項)											
1 上記の障害支援区分の結果や利用者の方のサービスの利用意向等を踏まえ、別途サービス利用に係る支給決定(の変更)を行います。											
2 認定の有効期間内であっても、状態の変化等により障害支援区分の変更をする場合があります。											
3 認定結果等について、不明な点があれば担当課にご連絡ください。											
※障害者総合支援法とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」をいう。											
1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東京都知事に対して審査請求することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。											
2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。											
①審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。											
②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。											
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。											

(A 4)

第6号様式

様	第 年 月 日														
印															
支給（給付）変更決定通知書															
<p>月 日 に申請のありました（（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 療養介護医療費）の支給変更）（及び）（利用者負担額減額・免除等の変更）について、（障害者総合支援法第22条（及び）第29条）（障害者総合支援法第34条）（障害者総合支援法第70条）の規定に基づき下記のとおり決定し、通知します。</p>															
記															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 15%;">受給者証番号</td><td style="width: 60%;"></td><td style="width: 25%;">変更年月日</td></tr><tr><td>支給決定障害者（保護者）氏名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>支給決定に係る児童氏名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="2">変更の内容</td><td>変更前</td><td></td></tr><tr><td>変更後</td><td></td></tr></table>		受給者証番号		変更年月日	支給決定障害者（保護者）氏名			支給決定に係る児童氏名			変更の内容	変更前		変更後	
受給者証番号		変更年月日													
支給決定障害者（保護者）氏名															
支給決定に係る児童氏名															
変更の内容	変更前														
	変更後														
<p>※ 障害者総合支援法とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」をいう。受給者証を墨田区福祉事務所障害者福祉課に返還してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。</p> <p>提出先 墨田区福祉事務所障害者福祉課 提出期限</p> <p>1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東京都知事に対して審査請求することができます。（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）。</p> <p>2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>①審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>															

第8号様式を次のように改める。

第8号様式

第 年 月 号
日

様

印

支給（給付）決定取消通知書

障害者総合支援法第25条第1項及び第51条の10第1項の規定により、下記のとおり支給（給付）決定を取り消しましたので通知します。

記

障害福祉サービス受給者証番号									地域相談支援受給者証番号							
支給（給付）決定取消日																
支給（給付）決定障害者（保護者）氏名																
支給決定に係る児童氏名																
取消理由																

※ 障害者総合支援法とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」をいう。

受給者証を墨田区福祉事務所障害者福祉課に返還してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

提出先 墨田区福祉事務所障害者福祉課

返還期限

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東京都知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第9号の3様式を次のように改める。

第9号の3様式（表）

障害支援区分認定証明書				第 号
障 害 支 援 区 分 認 定 者	申 請 番 号			
	フ リ ガ ナ			
	氏 名			
	生 年 月 日		性 別	
	住 所			
	転 出 予 定 先			
	異 動 予 定 日			
上記の者は、次のとおり墨田区において障害者総合支援法に基づく障害支援区分の認定を受けている者であることを証明する。				
年 月 日 印				
		申 請 年 月 日		
障 害 支 援 区 分		認 定 年 月 日		
認 定 の 有 効 期 間				
市 町 村 審 査 会 の 意 見 等				
備 考				

※障害者総合支援法とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」をいう。

第9号の3様式（裏）

注意事項

- 1 この障害支援区分認定証明書は、障害者総合支援法の障害支援区分認定について、転出先の区市町村で、あらためて認定調査等を受けることなく障害支援区分認定を受けることが可能になるように墨田区が交付したもので、障害支援区分認定結果等を通知するものではありません。したがって、この証で障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの支給を受けることはできません。
- 2 住所を異動した際は、直ちに転入先の区市町村の窓口で転入の届け出をし、必ずこの証明書を提出して障害福祉サービスの利用を申請してください。
転入先の区市町村で改めて支給決定を受けるまでは原則として転入後に利用した障害福祉サービスの給付は受けられません。緊急に利用が必要な場合は転入先区市町村にご相談ください。
- 3 住所を異動した先の区市町村が、新たに障害福祉サービスにかかる給付の実施主体となります。
- 4 異動予定日を過ぎてから住所を異動した場合は、異動予定日が過ぎてから住所を異動するまでに利用した障害福祉サービスの給付が一部受けられなくなることがありますので、予定が変わった場合は墨田区にご相談ください。

※障害者総合支援法とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」をいう。

第1 2号の3様式を次のように改める。

第12号の3様式

様	第 年 月 日		
	印		
計画相談支援給付費・相談支援給付費支給（却下）通知書			
<p>障害者総合支援法第51条の17第1項・児童福祉法第24条の26第1項の規定に基づき、計画相談支援給付費・相談支援給付費の支給について、下記のとおり通知します。</p>			
記			
障害福祉サービス受給者証番号		地域相談支援受給者証番号	
通所受給者証番号			
申請者氏名	申請に係る児童氏名		
受給の可否			
支給する	支給期間		
	モニタリング期間		
支給しない	支給しない理由		
<p>※障害者総合支援法とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」をいう。</p> <p>1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東京都知事に対して審査請求することができます。（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>①審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい障害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>			

(A 4)

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（第5条第3項を除く。）の規定は、令和7年7月1日から適用する。